

北広島町告示第 120 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定によって、令和 3 年度及び令和 4 年度において、町が発注する建設工事等（建設業法〔昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。〕第 2 条第 1 項に規定する建設工事及び公共土木施設の維持管理、修繕、保守又は点検業務をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその審査（以下「資格審査」という。）に係る申請手続等について次のとおり定める。

令和 2 年 10 月 6 日

北広島町長 箕野博司

1. 入札参加資格

別表第一上欄の区分について、次に掲げる事項を総合的に審査する。

(1) 客観的審査事項

平成 20 年国土交通省告示第 85 号（法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）に規定する項目

(2) 主観的審査事項

- ア. 町が発注した建設工事の完成工事成績
- イ. 町が行った指名除外の状況

2. 資格審査の申請を行うことができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査に係る申請を行うことができない。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 別表第 1 右欄に掲げる建設工事の種類について法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていない者
- (3) 資格審査に係る申請を行おうとする建設工事の種類について、必要な経営事項審査（前記 1 (1) で規定するものをいう。以下同じ。）を受けていない者
- (4) 前号の経営事項審査を受けている者で、工事種類別年間平均完成工事高がない者
- (5) 資格審査に係る申請を行うときに北広島町税の滞納がある者（滞納があることについて、正当な理由がある者を除く。）
- (6) 経営事項審査の申請又は資格審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は北広島町の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から 24 か月を経過している者を除く。

- (7) プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の資格審査に係る申請にあっては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の資格審査に係る申請を行っていない者
- (8) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者
 - ア. 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
 - イ. 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - ウ. 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

3. 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、原則、電子申請（広島県の使用に係る電子計算機〔入出力装置を含む。以下同じ。〕と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織〔以下「電子申請システム」という。〕を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。ただし、主たる営業所（法第 3 条第 1 項の営業所のうち、営業所を統括し、指揮監督する権限を有するものをいう。以下同じ。）を広島県内に有する者（以下「県内業者」という。）に限り、窓口における申請もできるものとする。

(1) 電子申請

ア. 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を広島県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

なお、別表第 2 各項の提出書類のうち、第 3 項及び第 5 項のものは、別に広島県建設産業課に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとし、第 2 項、第 7 項、第 8 項（契約権限を委任する場合に限る。）及び第 10 項のものは、別に次に掲げる提出先に持参、郵便又は信書便により提出するものとする。

イ. 申請期間

令和 2 年 11 月 2 日（月）から令和 2 年 11 月 20 日（金）までに電磁的記録を広島県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、令和 2 年 11 月 30 日（月）までに別に提出すべき添付書類を持参、郵便又は信書便により到達させなければならない（期日までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。

ウ. 提出先

〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田 1234 番地
北広島町役場 財政政策課 政策契約係

(2) 窓口における申請

ア. 申請方法

県内業者は、別表第 2 に掲げる提出書類を前記(1)ウに持参、郵便又は信書便により提出するものとする。

イ. 申請期間

令和2年11月2日(月)から令和2年11月30日(月)までとし、その経過後は町長が特に必要と認める場合を除き、申請を受け付けない。

ウ. 追加申請期間

町長が必要と認めるときは、随時行うことができるものとする。

4. 受付票の交付

資格審査の申請をした者に対しては、特に受付票を交付しないため、希望があれば返信用切手を貼付した封筒又ははがきを同封した者に対しては、受付票を交付する。

5. 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和3年度及び令和4年度において再び資格審査の申請をすることができない。また、令和5年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

6. 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から令和5年3月31日まで有効とする。ただし、令和5年4月1日以降においても令和5年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和5年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

7. その他の事項

この告示で定めない事項については、必要に応じて町長が定める。

別表第1

入札参加資格の区分	許可を受けていることが必要な建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
大工工事	大工工事
左官工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
石工事	石工事
屋根工事	屋根工事
電気工事	電気工事
管工事	管工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事
鋼橋上部工事	鋼構造物工事
鉄筋工事	鉄筋工事
舗装工事	舗装工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事
ガラス工事	ガラス工事
塗装工事	塗装工事
防水工事	防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事
造園工事	造園工事
さく井工事	さく井工事
建具工事	建具工事
水道施設工事	水道施設工事
消防施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	清掃施設工事
解体工事	解体工事

別表第2（当初申請）

資格審査申請に係る提出書類		様式番号	提出先 (電子申請)	提出先 (窓口申請)
1	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）	様式第1号		町
2	送信完了 兼 受付票	—	町	
3	法第3条第1項の規定により許可されていることを証する書面の写し	—	広島県	町
4	国土交通大臣又は都道府県知事が発行した経営事項審査の建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。）第21条の4の総合評定値通知書の写し。ただし、平成29年4月1日以降に審査基準日が到来したもので最新のものとする。 ※「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類が必要となります。	—		町
5	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し （納税地を管轄する税務署で取得すること）	—	広島県	町
6	北広島町税について滞納がないことを証する書面（未納額がある場合はその理由を記載したもの。） ※北広島町に営業所等がない等のため、北広島町に税金を納める必要のない場合は必要ありません。	—		町
7	営業所一覧表	様式第2号	町	町
8	委任状（代表取締役から支店長などに対する委任事項を証したもの）（写し不可）	様式第3号	町	町
9	登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し	—		町
10	使用印鑑届	様式第4号	町	町

- 注1 「提出先」欄中の斜線箇所については提出不要。
- 注2 電子申請において、申請先自治体で共通する添付書類については、広島県へ一括送付すること。
- 注3 第2項に定める書類については、広島県内自治体における納税義務の状況を記載したうえで、提出すること。
- 注4 第5項、第6項及び第9項に定める書類については、資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものであること。
- 注5 電子申請において、第5項に定める書類については、電子納税証明書に代えて提出することができる。
- 注6 第6項に定める書類については、北広島町内に営業所等がないなど町税を納める必要がない場合は、町税に関する証明書を提出する必要はない。